

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

(平成 27 年度後期)

平成 28 年 3 月

尼崎市監査委員

尼 監 報 告 第 17 号

平 成 28 年 3 月 25 日

様

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 尼崎市監査委員 | 今 | 西 | 昭 | 文 |
| 同 | 堀 | | 智 | 子 |
| 同 | 丸 | 山 | 孝 | 宏 |
| 同 | 長 | 崎 | 寛 | 親 |

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| 会 計 管 理 室 | 1 |
| 資 産 統 括 局 | 2 |
| 市 民 協 働 局 | 4 |
| 健 康 福 祉 局 | 6 |
| 都 市 整 備 局 | 7 |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 | 8 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 | 9 |
| 工 事 監 査 | 10 |
| 平成 27 年度監査結果を総括して | 12 |

参 考

| | |
|------------|----------------------|
| <措置を求める事項> | 所要の是正措置を講じるよう指摘する事項 |
| <要請等を行う事項> | 改善に向けて取り組むよう要請等を行う事項 |

会 計 管 理 室

1 監査の期間

平成27年8月7日から平成28年3月2日まで

2 監査の対象

今回の監査は、会計管理室の所管する主に平成26年度下半期及び平成27年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

資 産 統 括 局

1 監査の期間

平成27年8月7日から平成28年3月2日まで

2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、税務管理部（税務管理課、資産税課、市民税課、納税課、特別処理担当）の所管する主に平成26年度下半期及び平成27年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、「要請等を行う事項」については次のとおり取り組まれない。

要請等を行う事項

<軽自動車税の減免適用について>

税務管理課においては、障害者等が所有する軽自動車に対して軽自動車税を減免しているが、障害程度が対象外と考えられるものや、手帳の有効期限等が切れているものについて減免を適用している事例があった。（税務管理課）

当該事例のうち障害程度が対象外と考えられるものについては、軽自動車税減免取扱要領の改正に伴い、既に減免を受けている者が減免対象外となるにも関わらず、その確認を行わず安易に要領を改正したことによるものであり、有効期限等が切れているものについては継続申請時に手帳の確認を行っていないことによるものである。

今後、制度の見直しに際しては、細部まで調査・検討して行うよう要請する。

また、有効期限等がある手帳については、継続申請時に漏れなく確認するよう要請する。

<他局職員に対する徴税吏員の補職発令について>

資産統括局では、市税の賦課徴収を行う者に対し徴税吏員の補職を発令している。

しかし、市税の賦課徴収を行わない他局職員に、税の滞納状況などを閲覧するためだけに、情報共有や連携を理由に徴税吏員としての補職を発令している事例があった。（企画管理課）

このような補職発令は、法令の趣旨を逸脱し、徴税吏員の持つ強制徴収の権限等をも与えることになる。また、電算システムによる情報共有や連携については、データの目的外利用で対応できる。

一方、税務管理部では、収入率向上のため体制が強化され、債権管理に関するノウハウが蓄積されてきているが、その他の債権を管理する部局には、そのノウハウが共有されていない状況がある。

そのため、職権の付与を適正に行うのはもちろんのこと、滞納整理業務については、ノウハウを一番蓄積している税務部門が中心となって各局室と連携し、全庁的に収入率の向上に努めるよう要請する。

市民協働局

1 監査の期間

平成27年8月7日から平成28年3月2日まで

2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、ヘルスアップ戦略担当、協働・男女参画課、市民活動推進担当、小田地域振興センター、立花地域振興センター、武庫地域振興センター、市民サービス部（マイナンバーカード普及担当、市民課、窓口担当、JR・阪神尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター、国保年金管理担当、国保年金課、健康支援推進担当、後期高齢者医療制度担当）の所管する主に平成26年度下半期及び平成27年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられたい。

措置を求める事項

<調定の繰越処理について>

国民健康保険では、医療機関などの過大請求等による支払済みの診療報酬等について、返還金の調定を行っている。これらは、出納閉鎖日までに納付されなければ、未収入分を収入未済額として計上し、同額を引き続き翌年度に調定する必要がある。

しかしながら、出納整理期間中に調定を取り消していたものや、未収入額と同額を調定額から減じた処理を行っていたものがあり、26年度決算において、収入未済額及び調定額が計上されていなかった。また、監査事務局が指摘するまで27年度の調定を行っていないものや不適切な日付で調定しているものがあった。(国民健康保険課)

今回の事案は、未収時における調定の繰越を錯誤したものであり、財務会計事務の基本的かつ初歩的な内容であるにもかかわらず、組織的なチェックも機能しないままに見過ごされた点については、債権管理に問題があると言わざるを得ない。

今後は、再発防止に向け、組織的に知識を共有し、チェックが適正に機能する仕組みを構築するとともに、適切な債権管理を行うよう求める。

<出所不明の定額小為替証書について>

窓口担当では、戸籍や住民票に関する証明書の発行に際し、手数料を徴収しており、その

つり銭資金として、現金の他、郵送申請用に定額小為替証書を保有している。

しかしながら、これらを保管する金庫の中に、つり銭資金とは別に、出所不明の定額小為替証書 1,500 円分が保管されていた。 (窓口担当、市民課)

以上のことから、現金同等物の管理においても、組織的にチェックするよう求める。

健康福祉局

1 監査の期間

平成27年8月7日から平成28年3月2日まで

2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、保健福祉推進担当、法人指導課、福祉部（福祉課、障害福祉課、障害者自立支援事業担当、高齢介護課、包括支援担当、介護保険事業担当、福祉医療課）、福祉事務所（保護課、保護面接相談担当、保護第1担当、保護第2担当、保護第3担当、生活支援相談課、生活困窮者自立支援担当）の所管する主に平成26年度下半期及び平成27年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられたい。

措置を求める事項

<調定の繰越処理について>

健康福祉局では、医療機関などの過大請求等による支払済みの生活保護及び老人保健にかかる診療報酬等について、返還金の調定を行っている。これらは、出納閉鎖日までに納付されなければ、未収入分を収入未済額として計上し、同額を引き続き翌年度に調定する必要がある。

しかしながら、出納整理期間中に調定を取り消していたものや、未収入額と同額を調定額から減じた処理を行っていたものがあり、26年度決算において、正しい収入未済額が計上されず、調定額も減額されたものとなっていた。また、不適切な日付で調定していた。

(福祉医療課、保護課、保護第3担当)

今回の事案は、未収時における調定の繰越を錯誤したものであり、財務会計事務の基本的かつ初歩的な内容であるにもかかわらず、組織的なチェックも機能しないままに見過ごされた点については、債権管理に問題があると言わざるを得ない。

今後は、再発防止に向け、組織的に知識を共有し、チェックが適正に機能する仕組みを構築するとともに、適切な債権管理を行うよう求める。

都 市 整 備 局

1 監査の期間

平成27年8月7日から平成28年3月2日まで

2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、土木部（道路課、道路整備担当、道路維持担当、放置自転車対策担当、河港課、公園維持課、公園計画・21世紀の森担当）の所管する主に平成26年度下半期及び平成27年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられたい。

措置を求める事項

<野積場の貸付について>

尼崎市が管理する野積場は、尼崎市公有財産規則に基づき、3社の港湾運輸会社へ貸し付けられている。また、同規則では貸付料の額の決定及び納付期限とともに、督促及び遅延利息について定められている。

そうしたなか、3社の内1社は納付期限を遅延しており、使用料納付の誓約書を提出させ、出納閉鎖日までに全額を納付させているが、権限に基づく意思決定もされることなく遅延利息を免除していた。

(河港課)

以上のことから、遅延利息については適正に取り扱うとともに、組織的に債権管理事務の知識を十分共有し、チェックが適正に機能する仕組みを構築するよう求める。

教育委員会事務局

1 監査の期間

平成27年8月7日から平成28年3月2日まで

2 監査の対象

今回の監査は、学校計画担当、幼稚園教育振興担当、学校教育部（学務課、学校教育課、生徒指導担当、教育相談・特別支援担当、学校保健課、教育総合センター）の所管する主に平成26年度下半期及び平成27年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

選挙管理委員会事務局

1 監査の期間

平成27年8月7日から平成28年3月2日まで

2 監査の対象

今回の監査は、選挙管理委員会事務局の所管する主に平成26年度下半期及び平成27年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

工 事 監 査

1 監査の期間

平成27年8月7日から平成28年3月2日まで

2 監査の対象

| 工事名 | 工事担当局 |
|-------------------------|-------|
| 地方卸売市場冷蔵庫棟高圧受電設備改修工事 | 経済環境局 |
| 長洲久々知線道路改良工事 | 都市整備局 |
| 庄下川改修（26-1）工事 | |
| 立花陸橋落橋防止対策等工事 | |
| 丸島地区埋立地野球場整備工事 | |
| 神崎浄水場4号配水池耐震補強工事 | 水道局 |
| 東難波町5丁目配水管布設替工事 | |
| 大島小学校耐震性緊急貯水槽設置工事 | |
| 神崎浄水場汚泥脱水設備更新（2期建築他）工事 | |
| 神崎浄水場汚泥脱水設備更新（2期建築電気）工事 | |

3 監査の方法

今回の監査は、平成27年度財務(定期)監査の対象局室が執行した原則1,000万円以上の工事の中から、上記工事について、設計図書等関係書類の調査により工事に関する事務の執行が関係法令に準拠し的確に行われていたか、また、効率的に執行されていたかを監査するとともに現場実査を行った。

なお、本工事の監査実施に当たっては、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、同協会に所属する技術士の派遣を依頼し、技術上の意見を求めこれを参考にした。

4 監査の結果

いずれの工事及び工事に関する事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、「要請等を行う事項」については、次のとおり取り組まれたい。

要請等を行う事項

<水道事業の施設整備計画等について>

水道は、市民生活に不可欠なライフラインであり、危機管理を含めた施設更新や新設には、相応の負担が生じることとなるため、国においても、利用者や議会等の理解を得るため説明責任を果たすよう求めている。

しかしながら、「水道・工業用水道ビジョンあまがさき」に基づく「Ⅱ期運営方針」及び「Ⅲ期運営方針」の施設整備計画は、施設整備の箇所付けなどが示されず、危機管理計画では、耐震性緊急貯水槽設置の全体計画が示されないなど利用者等への説明責任を果たすには、十分なものとなっていなかった。 (計画推進課)

以上のことから、次期長期ビジョン等については、危機管理計画を含む施設整備等の考え方や具体的取組内容が、利用者等に、十分理解を得られるものとなるよう策定すること

別表 工事監査一覧

| 番号 | 局室・課名 | 工事名 | 工事場所 | 契約金額 | 工期 | 工事の概要 | 技術士による総評(工事に関する主な内容) |
|----|-----------------|---------------------------------|------------------------|--------------------------------------|--|---|--|
| 1 | 経済環境局 地方卸売市場 | 地方卸売市場冷蔵 庫棟高圧受電設備 改修工事 | 潮江4丁目4番1号 | 当初 28,460,000 円 変更 29,180,000 円 | 平成27年3月3日～27年6月30日 | ・受電設備工事 ・動力電灯線 ・仮設幹線工事 ・照明設備工事 ・エレベーター電源改修工事 ・警報設備工事 ・上記電気設備工事に付帯する建築工事 | 【概ね適正である。】 ・ 完成図書に軽微な誤記があり、また安全計画においては、具体的な記述を充実させることが望まれるが、工事関係書類及び施工は、概ね適正である。 |
| 2 | 都市整備局 道路整備担当 | 長洲久々知線道路 改良工事 | 長洲西通1丁目地内 | 当初 88,014,600 円 変更 123,357,600 円 | 当初 平成26年10月14日～27年3月20日 変更 平成26年10月14日～27年7月4日 | ・施工延長 L=45m ・施工幅員 W=26m ・土工 1式 ・付帯工 1式 ・地下水調査 1式 ・仮設工 1式 ・土壌調査 1式 | 【適正である。】 ・ 工事の出来高確認において、業者と定期的な確認をすることが望まれるが、工事関係書類及び施工は、全般的に適正である。 |
| 3 | 都市整備局 河港課 | 庄下川改修(26 -1)工事 | 富松町3丁目及び塚口 町6丁目の各一部 | 当初 28,360,800 円 変更 44,801,640 円 | 当初 平成27年1月23日～27年3月20日 変更 平成27年1月23日～27年3月30日 | ・護岸工 1式 ・土工 1式 ・付帯工(転落防止策) 1式 ・撤去工 1式 | 【適正である。】 ・ 施行計画書に具体的な安全対策を記載させること、及び工事の信頼性の観点から工事監督員が工事記録写真に入ることがより望まれるが、工事関係書類及び施工は、全般的に適正である。 |
| 4 | 都市整備局 道路維持課 | 立花陸橋落橋防止 対策等工事 | 立花町1～4丁目地先 | 当初 120,906,000 円 変更 138,546,720 円 | 平成26年7月14日～27年3月20日 | ・落橋防止対策工 1式 ・橋梁補修工 1式 ・橋面補修工 1式 ・安全施設工 1式 ・付帯工 1式 ・撤去工 1式 | 【適正である。】 ・ 工事の出来高確認において、業者と定期的な確認をすることが望まれるが、工事関係書類及び施工は、全般的に適正である。 |
| 5 | 都市整備局 公園維持課 | 丸島地区埋立地野 球場整備工事 | 平左衛門町地内 | 当初 107,892,000 円 変更 109,882,440 円 | 当初 平成26年7月14日～26年12月26日 変更 平成26年7月14日～27年3月10日 | ・グラウンド整備工 1式 ・土工 1式 ・施設整備工 1式 ・撤去工 1式 | 【適正である。】 ・ 工事の信頼性の観点から工事監督員が工事記録写真に入ることが、より望まれるが、工事関係書類及び施工は、全般的に適正である。 |
| 6 | 水道局 計画推進課 | 神崎浄水場4号配 水池耐震補強工事 | 次屋4丁目6番1号 | 当初 178,200,000 円 変更 198,559,080 円 | 平成26年8月26日～27年9月13日 | ・配水池耐震補強工 1式 ・配水池内面補修工 1式 ・劣化部補修工 1式 ・配水池内面劣化調査工 1式 | 【適正である。】 ・ 工事関係書類で用いる用語の統一が望まれるが、工事関係書類及び施工は、全般的に適正である。 |
| 7 | 水道局 工業用水課 | 東難波町5丁目配 水管布設替工事 | 東難波5丁目 | 当初 29,160,000 円 変更 31,133,160 円 | 当初 平成26年12月22日～27年5月15日 変更 平成26年12月22日～27年5月15日 | ・DIP φ600 24.8m ・SP φ600 4.8m ・付帯工 1式 | 【適正である。】 ・ 工事関係書類で用いる用語の統一が望まれるが、工事関係書類及び施工は、全般的に適正である。 |
| 8 | 水道局 工務課 | 大島小学校耐震性 緊急貯水槽設置工 事 | 稲葉荘2丁目 | 当初 87,750,000 円 変更 90,090,360 円 | 平成27年4月15日～27年10月31日 | ・耐震性緊急貯水槽 ・DIP(LUF) 100㎡(φ2600) 1式 ・付帯設備 1式 ・管布設工DIP(NS) φ300 42.2m ・舗装復旧工 28㎡ ・倉庫設置工 2棟 | 【適正である。】 ・ 工事関係書類で用いる用語の統一が望まれるが、工事関係書類及び施工は、全般的に適正である。 ・ 工事の前提となる施設整備計画等について、より説明責任が果たされるよう、監査委員より事情聴取を行った。 |
| 9 | 水道局 神崎浄水場 | 神崎浄水場汚泥脱 水設備更新(2期 建築他)工事 | 次屋3丁目5番25号 | 当初 226,584,000 円 | 平成26年11月26日～28年2月19日 | ・敷地面積 13,633.53 ㎡ ・建築面積 262.20 ㎡ ・延床面積 499.32 ㎡ ・建築 鉄骨造 地上3階建て ・設備工事 (空調、給排水) | 【適正である。】 ・ 屋上防水において、水張試験の実施の提言はあるが、工事関係書類及び施工は、全般的に適正である。 |
| 10 | 水道局 神崎浄水場 | 神崎浄水場汚泥脱 水設備更新(2期 建築電気)工事 | 次屋3丁目5番25号 | 当初 16,688,160 円 | 平成26年12月3日～28年2月19日 | ・プラント建屋増築に伴う電気設備工事 ・屋外電気設備工事 ・電動門扉1・2次側配線工事 | 【適正である。】 ・ 安全管理実施の具体的な記載が望まれるが、特に安全に配慮した電線管への保護キャップの装着の工夫があり、工事関係事務及び施工は、全般的に適正である。 |

※ 公益社団法人大阪技術振興協会により現場実査を行った。また対象工事のうち4、9、10については、監査委員による現場実査を行った。

平成 27 年度監査結果を総括して

今年度の監査結果から、特に市全体の問題として取り組むべき事項は次のとおりである。

1 不作為の組織風土について

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法（以下「法」という）第 2 条第 14 項）。したがって、状況が変化したにもかかわらず前例を踏襲したまま事務処理を行ったり、通常行っておくべきことを放置するという「不作為は罪である」と認識しなければならない。

しかしながら、今年度の監査等において、①補職発令の長きにわたる未是正、②出所不明金等の現物放置、など以下の事例があった。

(1) 補職発令

平成 14 年度において、収納率向上策として、市税・国民健康保険料・保育所保育料・市営住宅家賃の 4 種滞納整理を実施することとなり、税務部以外の担当職員に対し、徴税吏員の補職発令及び徴税吏員証の交付を行った。この取組は、期待された効果が見られないとして翌 15 年度末で終了し実施されなくなったが、その後も現在に至るまで、各所属が所管する料金等を徴収する際に税の滞納情報についてシステム閲覧するため、との理由で補職発令を続けていた。

しかしながら、そもそも税の滞納情報のシステム閲覧については、個人情報データの目的外利用の手続き（平成 17 年 4 月 1 日施行尼崎市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程）及び「地方団体内における各種公金の徴収の連携強化」（平成 19 年 3 月 27 日総税企第 55 号総務省自治税務局企画課長通知）等により行うべきであり、このような状況の変化があったにもかかわらず、強い権限が付与される徴税吏員の補職発令を続けているのは、前例踏襲の不作為と言わざるを得ない。

(2) 出所不明金等

農業公園の駐車場料金精算機内には、つり銭現金以外に現金（＝予蓄）が常備されていた。当該精算機内の予蓄の存在は、当初より認識されていたにもかかわらず、出所等について何ら調査・報告がなされず放置されたままで、かつ、平成 26 年度の駐車場使用料も実際の使用実績より多く調定・収納されており、結局、そのいずれもが誰に帰属する現金なのか分からなくなっていた。

また、戸籍・住民票等の郵送申請手数料のつり銭用定額小為替については、金庫内に、つり銭用とは別に封筒に入ったものが 5 枚あった。財務（定期）監査において発見したとき、所管課は、「存在を把握しておらず、結果として放置」との認識を示した。通常、公金等を保管する金庫内はすべからず検査すべきものであり、それまで少なくとも担当者は、

その存在を認識していたはずであるが、誰も指摘しないまま引き継がれ、今となっては、いつ、どのような経緯で生じたのか不明なものとなっていた。

このような不作為と言うべきものは、地方公務員法第30条「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められたサービスの基本精神に反するものであり、罪であると認識すべきである。

全職員は、自らに課せられた地方公務員としての役割を改めて認識する必要がある。

2 財源確保の根幹である債権管理の重要性認識欠如について

地方公共団体は、多様な行政サービスを行うため、税・負担金・使用料等を徴収している。これらの収入は市自主財源の根幹であり、調定決議のうえ債権と認識され、厳格に取り扱われるべきものである。

しかしながら、今年度の監査等において、①調定の繰越処理における誤り、②貸付使用料の遅延利息の未徴収、など以下の事例があった。

(1) 調定の繰越処理

国民健康保険事業における診療報酬等の返還金徴収事務や、生活保護における医療扶助費等の返還金徴収事務において、返還金が生じた年度の出納閉鎖日までに徴収できなかった残余额は収入未済額として計上し、翌年度に繰越しのうえ再調定しなければならない。

しかしながら、複数の部署において、出納整理期間中に収入未済額と同額を減額変更、又は調定自体を取消処理しており、この結果、調定額及び収入未済額の決算額が実態を正確に表していなかった。また、国民健康保険事業では、財務（定期）監査で指摘されるまで繰越調定がなされていないものがあった。

(2) 遅延利息の未徴収

市が管理する野積場は、公有財産規則に基づく貸付料等の定めにより港湾運輸会社へ貸し付けられているが、その貸付料が納付期限を越えて納付されていた。その場合合同規則では、市長が特に免除の必要を認めるとき以外は、納付期限の翌日から納付日までの日数に応じ、遅延利息を徴収しなければならないとされているが、権限に基づく意思決定もされことなく遅延利息を徴収していなかった。

これらは、債権管理の重要性について、基本的かつ初歩的な知識・認識が、個人的にも組織的にも欠如していることにより生じたものである。

現状、市税、市営住宅家賃、保育所保育料及び国民健康保険料等の収入率は改善傾向にあるものの、そのほとんどにおいて依然として阪神間及び類似都市間で低位の状況にある。税務部門では、収入率向上のため体制が強化され、債権管理に関するノウハウが蓄積されてき

ているが、税以外の債権管理を行う部署には、税務部門の知識やノウハウが共有されていない。

市民負担の公平性及び財源の確保という観点も踏まえ、税務部門を中心として、全庁的に債権管理の知識とノウハウが共有され、適切な債権管理がなされるような仕組みや体制（統一的な債権管理基準の制定、組織横断的な専門部署の設置等～中核市の過半で実施済み）を早急に検討する必要がある。

3 法令遵守等に向けた内部統制の不備について

これまでも監査結果の中で内部統制について要請を行ってきたが、今回の監査結果においても、①政策法務能力の低下、②法令遵守意識の希薄化、③事務処理チェック体制の不備、など以下の事例があった。

(1) 政策法務能力の低下

政策の実現や課題解決のためには規程等の整備が必要であるが、課題解決のため制度や運用等を変更したにもかかわらず、それがなされていない、次の事例があった。

有料公園を使用する場合は、利用者の利便性向上の観点から、尼崎市スポーツ情報・施設利用ネットワークシステムにて申込みが可能となっている。一方で、安易な予約を防ぎ一部利用者の独占的な利用を避けるなど、施設の効率的な利用を促進するため、期限までに使用申請取消しを行わなかった場合でも使用料を徴収し、またそれが支払われるまで使用制限を行っている。しかしながら、これらの根拠となる規程等が未整備のままとなっていた。

また、軽自動車税減免制度の見直しにおいて、本来減免対象とならない車両について、一定条件での緩和措置として引き続き減免する場合には、その措置を定めようで行う必要があるが、何ら定めもないまま減免を行っていた。

これらは、地方分権の時代にあって重要性が増している政策法務能力の問題であるが、債権管理等も含めた事例を勘案するとその低下が危惧される。このことは、課題解決先進都市を標榜する本市としては看過できない問題であり、組織全体として現状を検証し、必要な対応策を講じる必要がある。

(2) 法令遵守意識の希薄化

例月出納検査において支出命令書等を確認する中で、分割発注の事例が散見された。

契約の締結については、①公正をもって第一義として、②機会均等の理念に最も適合し、かつ③経済性を確保するという観点から、法第234条に定める一般競争入札方式が原則である。したがって、所管課で行う随意契約は限定的な契約方式であるが、事務の煩雑さなどから、分割発注により意図して随意契約を行う傾向が見られる。

このような行為は、冒頭に述べた法第2条第14項の主旨を没却する行為であり、行政サー

ビスの財源が強制的に徴収した税であることを肝に銘じ、厳に戒めるべきである。

(3) 事務処理チェック体制の不備

2(1)で述べた、国民健康保険事業における診療報酬等の返還金徴収事務の事例において、調定の取消しという異例な会計処理にもかかわらず、財務会計システム上で異常をチェックする仕組みが構築されておらず、さらに調定の減額処理については、誰も誤りを指摘することなく決裁されていた。システム面等早急に改善すべきである。

また、指定管理者が徴収している公の施設の使用料について、徴収漏れや市への納付漏れの事例が多数あった。これは、指定管理者制度を導入した公の施設について、指定管理者任せになっており、法第244条の2に定める公の施設の設置者としての責務を果たしていないため生じたものである。

各部局のトップマネジメントは、内部統制の適正な整備と運用の責任を負うことを自覚し、組織的に再点検を行う必要がある。特に、近年、指定管理者制度の活用や行政サービスを外部委託するケースが増加しており、その管理・監督を含めた内部統制を再構築しなければならない。

4 出資団体等のガバナンスの脆弱性について

(1) 出資団体のガバナンス

市街地再開発事業として市主導で設立された尼崎都市開発株式会社及びアミング開発株式会社については、市の方針である「外郭団体の統廃合及び経営改善について」（平成19年1月）において、「経営方針・計画を定め、自立経営を促進する」としている。しかしながら、両社とも設立から数十年経過しているが、いずれも未だ、自立経営の前提となる「事業の継続性と発展性」という企業に求められる本質的な要件を具備しているとはいえない。

その要因は、設立経緯の特殊性があるとはいえ、自立の意志・能力に関して不十分な経営体制と、奉加帳方式ともいえる株主構成から自明のように、普通の株式会社にあるはずのガバナンスの脆弱性にある。その結果、企業経営に必須の長期経営計画が未だ策定されておらず、今後の見通しにおいても資金面等経営存続の懸念要因を抱えている。

本出資団体については、団体の置かれた厳しい経営の現状及び将来見通しを踏まえ、市の上記方針に基づき、早期に、団体の長期戦略と市の関与のあり方を明確にする必要がある。

(2) 水道事業のガバナンス

水道は、言うまでもなく市民生活等にとって不可欠なライフラインであり、その事業の継続性、経営持続性が最優先のテーマである。

しかしながら、本市を含む水道事業は、将来にわたる人口減少を主因とする水需要の減少とそれに伴う利用者負担能力の低下、一方で、管路等施設の老朽化の進展に伴う更新費用の増大、更には、想定される地震等の自然災害に対する危機対応の高度化という、容易に解決できない多くの課題を抱えており、現在、その困難な課題を解決するため具体的に検討する局面に差し掛かっている。換言すれば、水道事業における受益と負担、即ち、危機管理体制を含めた水道サービスの水準と、それに対する水道料金の水準について、利用者等と十分な情報共有を行い、コンセンサスを醸成しながら検討を進める必要がある。

このような中で本市は、平成22年度に「水道・工業用水道ビジョンあまがさき」(31年度までの10年間)を策定し、その後、その具体的事業運営方針である「Ⅱ期の事業運営方針」(24年度～27年度)に基づき事業を展開し、さらに今般、「Ⅲ期の事業運営方針」(28年度～31年度)を策定している。しかしながら、これらの方針の内容は、財政運営を中心としたものであり、最も関心の深い危機管理計画を含む施設整備計画については全体的に漠然とした方針のみで具体的内容となっていない。即ち、経年化管路率等の重要指標の目標設定、その根拠や年度ごとの進捗状況、更に計画変更の場合の理由等について十分な情報開示がなされていない。要するに、対外的に公表している現在の計画は、利用者等に対する説明責任を十分に果たしておらず、ガバナンス上問題があると言わざるを得ない。

したがって、Ⅲ期中に予定している次期長期ビジョン等については、これまでの閉鎖的な体質を改め、その内容が、財政的・技術的裏づけを持ったビジョン(ダウンサイジング・危機管理対応等を含めた施設の再構築、平そくを合わせた料金体系のあり方等)とその具体的施策となり、利用者等に、十分理解を得られるものとなるよう強く要請する。

本年度の監査結果は、大別して、当たり前のことを当たり前に行えば防げる事例(1、2)と構造的・体質的な問題と思われる事例(3、4)があった。しかしながら、そのいずれにおいても内在する原因を突き詰めれば、大組織にありがちだが看過できない本質的な問題を含んでいた。このため、市長及び幹部職員は、特に、次に掲げる事項についてその重要性を十分認識し、問題点の改善に取り組まれるよう要請する。

- ① 前例踏襲の事なかれ主義ともいえる「不作為は罪である」と認識し、その組織風土を一掃すること。過去の教訓を忘れてはならない。
- ② 税も含め収入は、市民負担の公平性及び市の財源確保の観点から重要な債権であることを認識し、全庁的に適切な債権管理がなされるような仕組みや体制を検討すること
- ③ 内部統制の適正な整備と運用は、トップマネジメントに課せられた基本的かつ重要な命題であると認識し、再点検を行うこと。特に、政策法務能力低下への対応は喫緊の課題
- ④ 出資団体については、将来にわたる市の負担軽減のため、早期に、既定方針に基づき団体の長期戦略と市の関与のあり方を明確にすること
- ⑤ 水道事業の次期長期ビジョン等については、危機管理計画を含む施設整備等の考え方や具体的取組内容が、利用者等に、十分理解を得られるものとなるよう策定すること